

令和2年11月臨時議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第141号	議案名	琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について			
目的	会計年度任用職員の期末手当支給割合について、令和2年度は据え置きとする。令和3年度より年0.05月の引き下げを行う。					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 会計年度任用職員の期末手当支給割合について、単年度任用という雇用形態を鑑み令和2年度は据え置きとする。</p> <p>会計年度任用職員の給与条例では、期末手当について正規職員に準ずることとしており、この据え置きに必要な読み替え規定を加える条例改正を行う。</p> <p>令和2年11月30日から施行</p> <p>(2) 令和3年度以降の会計年度任用職員の期末手当支給割合について、令和2年度人事院勧告に準拠し、6月期、12月期それぞれ正規職員と同様の1.275月とするため、(1)で追加した読み替え規定の削除を行う。</p> <p>令和3年4月1日から施行</p>					
補足事項	<p>施行日</p> <p>第1条 令和2年11月30日</p> <p>第2条 令和3年4月1日</p>					